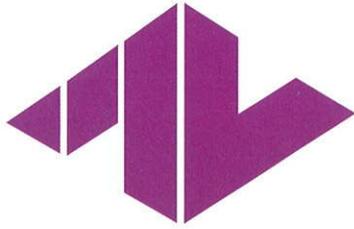


都留

市議会だより



第127号 平成15年5月1日発行

都留市議会事務局

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

☎(43)1111 郵便番号402-8501



4月より入居が開始された古渡団地1号棟

三月定例会会期日程

3月3日

本会議

◎諸報告

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎市長上程議案の説明並びに所信
表明

◎専決処分報告

◎議案審議

◎議案及び請願の委員会付託

3月10日

本会議

◎一般質問

3月12日

総務常任委員会

社会常任委員会

3月13日

経済建設常任委員会

3月14日

予算特別委員会

3月17日

予算特別委員会

3月18日

予算特別委員会

3月20日

本会議

◎常任委員長報告

◎予算特別委員長報告

◎議案審議

(閉会)

(閉会)

三月定例会は、三月三日招集され、会期を二十日までの十八日間と定め開かれました。

この定例会では、市長の提出議案として、条例制定案二件、条例改正案十件、条例廃止案一件、平成十五年度各会計予算案十七件、平成十四年度補正予算案八件、人事案件六件、承認三件、その他の案件三件が上程され、それぞれ原案どおり可決（同意・承認）されました。

議会関係としては、今議会提出の請願七件が上程され、慎重な審査の結果、四件が採択、二件が継続審査、一件が不採択となりました。

また、これらの請願による意見書案四件が提出され、それぞれ可決されました。

市長の所信表明



小林義光市長

げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本日、平成十五年三月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご出席、誠に苦勞様でございます。

平成十五年度の予算などをご審議いただくの機会に、私の所信の一端を申し述べ、併せて提出いたしました諸案件につきましてご説明申し上げます。

我が国経済は、不良債権や財政赤字など「負の遺産」を抱え、戦後経験したことのない、デフレ状態が継続しております。一部に持ち直しの動きは見られるものの、その動きが弱まる様相を示しており、景気の停滞が続いております。

景気を牽引してきた輸出も横這いで推移し、また、個人消費は厳しい所得環境のもと、弱めの動きを続ける可能性が高く、景気の先行き不透明感が一段と強まっております。特に、雇用情勢は、昨年の

平均完全失業率が過去最悪の五・四％となるなど、依然として厳しい状況が続いており、企業のリストラなどが及ぼす影響も懸念されているところであります。

このため、政府は、日本経済を再生するため、不良債権処理を加速させ、二〇〇四年度に終結させることとし、また、あらゆる政策手段を動員し、歳出、税制、金融、規制の四つの改革を加速させると共に、日本銀行と一体となつて、デフレ克服に取り組みとしており、一日も早く、その成果が表れることを期待するものであります。

行財政システム について

さて、二十一世紀に入り、地方分権の流れが加速する中、地方自治体は少子高齢化、環境問題、福祉問題はもとより、地方交付税を始めとする財源の減収問題など、様々な問題に直面しております。

国においては、税源の移譲、地方交付税・国庫補助支出金の縮減などの三位一体の改革が議論されておりますが、まず、地方交付税と国庫補助支出金の縮減議論が先行し、税源の移譲が行われていない現

状においては、地方自治体を取り巻く財政環境は、一段と厳しいものになっております。このような中であつて、地方自治体は、地方分権の理念である「自己決定・自己責任」のもと、限られた財源と人的資源を最大限に活用し、個性と魅力あふれるまちづくりを推進していくことが求められており、本市においても、地域社会のニーズを的確に把握し、市民の皆さんのご理解とご協力のもとに事務事業の評価と選択を行い、真に必要とされる事務事業について、効率的に実施するための新たな行財政システムの確立が、喫緊の課題となっております。

このたび、行財政改革を具體的かつ計画的に推進するため、第三次都留市行財政改革大綱と行財政改革実施計画を「協働」「自立」「効率」の三つの視点に基づき策定いたしました。

激しい変革の時代の中にあつて、新たな行財政システムを確立し、個性豊かな活力あふれるまちづくりを推進していくためには、従前からの慣例を打ち破る新たな発想と挑戦する勇氣、改革を継続させるための強い意志を持ち、加えて、何より大切な市民の皆さんのご理解とご協力をいただき、新たな大綱と実施計画

のもとに、市民満足度の高い効率的な行財政運営に取り組んでまいりますので、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、新年度の主な施策や事業についてご説明申し上げます。

市民活動の 推進について

自己決定・自己責任の原則に基づき、自分の足で立つ地域づくりを目指し、ボランティアやNPOなどの市民活動の促進を図るとともに、行政と市民との連携・協力を強化し、共に考え、共に行動し、共に創る協働のまちづくりを推進するため、本議会に、市民の手づくりによる「都留市市民活動推進条例」を提案いたしましたところであります。

本条例は、平成十三年十二月に発足した市内の各種団体から構成する「まちづくり市民活動支援センター設立準備会」の提言を受け、本年一月九日、市民活動推進のための条例づくりや市民活動支援センターのあり方などについて協議する場として設置した「都留市まちづくり市民活動推進懇話会」において、素案づくりがおこなわれたものであ

り、市民活動の推進に関する基本理念と原則及び基本的事項を定めることにより、市民活動の新たな誕生と活性化を促進し、魅力と活力とうるおいあふれる地域社会の実現を目指そうとするものであります。

「都留市まちづくり市民活動支援センター」につきましては、新町別館一階に開設を予定しておりますが、ボランティアやNPOなどの市民活動支援のため、情報を媒介とした新たなネットワークの整備や、地域に密着し地域の問題や課題を解決し、地域経済の活性化を図るコミュニティビジネスの創出支援など、新たな「職」の創造支援機能を備えた、特色ある場づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、本年度、市民の社会活動参加の意欲に応え、新たにNPO法人を設立する団体に対し、法人格取得支援制度を新設することといたしました。

市町村合併

について

昨年十一月に、住民団体の「新しいまちを創造する会」から、都留市、西桂町、秋山村及び道志村を合併対象市町村

とする合併協議会の設置を求める請求がありました。

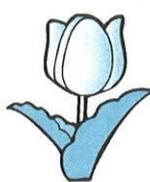
本市におきましては市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、十二月定例市議会に付議し、原案通り十二月二十日にご議決いただいたところであります。

一方、関係市町村では、道志村議会が本市と同様、合併協議会の設置を議決しておりますが、西桂町と秋山村の両議会においては、十二月定例市議会では継続審議となっており、両議会の議決待ちの状況となっております。

また、昨年十二月十日、大月市長から大月市、都留市、上野原町による任意の合併協議会の設置についての協議がありました。四市町村の法定協議会設置について、結論が出ていないことから、四月二十一日に大月市長に住民の意思を尊重する立場から、住民発議による合併協議会設置の件を優先的に考えている旨、回答いたしましたところでありました。

さて、本年度の「未来を拓く都留まちづくり会議」は、昨年度に引き続き市町村合併等をテーマ

に、二月七日から市内九地区で開催いたしました。が、



各地区での意見は、住民発議によって示された合併対象市町村との法定合併協議会の設置などを含め、市町村合併について、前向きな意見が多く寄せられました。

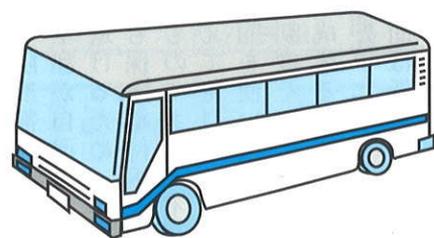
今日、地方自治体においては、人々の実際の行動範囲に合わせた、広域的な地域振興の必要性や地方分権の推進により多様化・高度化する行政需要への対応、また、危機的な財政状況の中、自立した財政経営が求められており、本市の未来像を考えると、市町村合併問題は避けて通れない課題であると認識しております。

地方路線バス

について

昨年二月に道路運送法が改正され、バス事業・路線の新規参入や休廃止の規制が撤廃されました。現在、市内においては富士急山梨バス(株)が、都留市駅を起終点としてそれぞれの地域に路線網を有しておりますが、運行している路線の全てが赤字路線となっており、国や県の補助が受けられる路線以外の路線については廃止の意向がありました。

先に開催した「未来を拓く都留まちづくり会議」において、市内各地区で富士急山梨



バス(株)提出の資料に基づき説明し、併せて地域の皆様から様々な意見をいただいたところであります。今後、富士急山梨バス(株)においては、県生公共交通対策地域協議会に対し、路線廃止の意向の申し出がなされるものと予想されますが、この度、寄せられた意見を踏まえると共に、市民の皆様による協議会等も設置する中で、この問題について検討していきたいと考えております。

福祉の推進について

急速な少子高齢化の進展と共に、福祉行政の地方自治体行政全般に占める割合は、ますます大きくなってきております。平成十二年の介護保険制度の導入を始め、本年四月からは、障害者福祉の制度が

措置制度から支援費制度に移行することになるなど、福祉の根幹とも言える制度の改革が行われております。

なお、この支援費制度につきましては、本年四月からの実施であり、障害をもった方々への周知や、ご理解を得ることが大切なことであります。このため、昨年九月に実施いたしました、障害をもった方々への制度改正に伴う説明会に続き、先月二十五日には、いきいきプラザに障害者の方々とその保護者にお集まりいただき、制度の周知とご理解をいただくとともに、率直なご意見ご要望をお聞かせいただいたところであり、今後は、お寄せいただきました、ご意見・ご要望を出来る限り取り入れ、事業を推進してまいります。

また、近年、深刻化する少子化の問題は、その要因・背景そのものが、私たち一人ひとりの考え方や生活に深く関わっているだけでなく、その影響が子ども自身や家庭にとどまらず、経済全般や社会保障、労働市場、国民生活にまで及ぶことが懸念されております。このことから国においては、平成十一年十二月に具体的少子化対策である新エゼンプランを策定したところであります。

本市におきましても、昨年度、公募を含む十五名の委員からなる、子育て支援計画（エンゼルプラン）策定委員会を発足させ、昨年五月には、〇歳から小学校三年生以下の子どもを持つ保護者二千百三世帯を対象にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、策定委員の方々に、本市の実情に即した都留市独自の計画について検討いただいております。また、策定が完了する予定となっております。

今後は、この子育て支援計画を基に、安心して子どもを生み育てることができる家庭や地域の環境整備に努め、子育て支援社会の形成に取り組みでまいりたいと考えております。

健康づくりについて

すべての市民が、心身共に健康でいきいき暮らせる社会の実現に向け作成した行動計画「ウェルネスアクションプラン」に基づき、各種の施策に取り組んでいるところであります。

乳幼児から高齢者までの、多種多様な健康に対する市民のニーズに的確に対応するため、各種健康診査、人間ドックなどを実施し、その結果に

基づいた保健・健康相談や生活習慣改善指導などを積極的に行うことにより、病気の予防や自己管理の充実を図るとともに、健康に関する広報活動や啓発事業を充実し、市民の皆様が自ら参加する健康教室、リハビリ教室等を開催するなど健康の保持増進を図ってまいります。

介護保険事業

について

介護保険制度は、介護を必要とする人や、その家族が抱えてきた不安や負担を社会全体で支え、要介護者の自立を支援することを目的とし、平成十二年四月からスタートし約三年が経過いたしました。

本市における六十五歳以上の第一号被保険者は、一月末現在、六千七百二十四人で、そのうち要介護認定者は七百五十三人、出現率は十一％を超え、三年前に策定された介護保険事業計画において予想した七百十一人に対して四十二人上回る結果となっております。

要介護認定者の介護サービスの利用状況につきましては、施設サービスにあつては広域圏内の施設整備の遅れから、利用者数は計画値を下回り、

ほぼ横這い状態でありませんが、在宅サービスの利用は増加の一途をたどっており、ほぼ計画どおりの給付状況となっております。

なお、介護サービス利用率は、前年度末の八三・四％から八五・一％へ、利用限度額に対する平均利用割合は同じく四〇・〇％から四三・二％へ増加しております。

また、施設サービスの施設整備の遅れから、特別養護老人ホームへの入所待機者数は七十九人となっておりますが、本年五月に東桂地内に開設予定の「回生荘」を始め、大月市初狩町地内にも特養施設の整備が予定されていること、また、入所の必要度に応じた優先入所基準の導入などにより、入所待機問題は解消の方向へ向かうものと考えております。

さて、介護保険料算定の根拠となる介護保険事業計画は、三年ごとに見直すこととされていることから、今般、第二期都留市介護保険事業計画を策定いたしました。

今回の計画見直しにあつては、行政機関内部だけではなく、公募により介護保険被保険者代表、介護者代表、医療・保険・福祉における学識経験者など十四名で構成し、幅広い意見を取り入れること

を目的として設置された、都留市介護保険運営協議会において内容を検討し、その結果、①元気で長生き②介護予防の重視③在宅介護支援④人格の尊重の四点を基本理念として策定され、本年二月に最終報告を受けたところであります。

また、この協議会では本計画と密接な関係を持つ老人福祉計画及び老人保健計画の見直しについても、併せてご審議いただき、報告をいただきます。

今回の改正により、在宅サービスの利用を促進し、施設サービスの利用志向を抑制するため、介護保険法第六十二条に基づき、都留市独自の特別給付の実施を予定しております。

この特別給付事業は、介護を行う方が、事故や急病などにより介護を行うことができない状態となった時に、サービスの利用限度額を超える利用により全額が自己負担となる状況を避けるため、超過分について保険給付相当額を支給するものであり、不測の事態に備えて毎月のサービス利用限度額を使い残す傾向を改善し、制度そのものへの安心感を醸成する効果が得られるものと期待しております。

なお、当面は低所得者に限って運用することといたしております。

ります。

また、この見直しの結果、六十五歳以上の第一号被保険者の介護保険料（案）につきましては、現行基準月額二千四百九十九円から協議会の報告どおり二千九百三十三円とするものであります。

この基準月額については、介護保険事業の現況を踏まえ、要介護認定者数の増加及び在宅サービス利用量の伸び、また、本年五月に開設される特別養護老人ホームを始めとする施設利用者数の増加等を考慮したものであり、今後、本市が、保険者として要介護者が安心して安定した介護サービスを利用し、自らの意志に基づき自立した生活が送れるよう介護サービスの質・量の基盤整備を積極的に推進するためには必要最低限の額であると考えております。

また、保険料改定に伴う収納率の低下が懸念されることからありますが、保険制度の趣旨をご理解いただくとともに、低所得者対策として、本市独自の規定を盛り込んだ減免制度の弾力的な運用を考えております。



ごみ対策について

平成十三年度において市内から排出されましたごみの収集量は、一万トンを超え、その処理にのみ要した経費は、市民一人当たり約八千七百円となっております。さらに、この処理経費は、ダイオキシン対策やリサイクル社会構築の一環として建設した、新清掃施設の稼動に伴い、一層の増加が見込まれております。

これらの解決のためには、市民一人ひとりがこの問題を自分自身の問題として捉え、ごみの減量化やリサイクルの推進に、一つひとつ小さな行動を積み重ねていただくことが必要であります。

現在、新清掃施設におきましては、四月からの本格的な稼動を目指して、焼却した灰



等を千四百度の高温で溶融し、スラグとして再利用していくための、灰溶融施設の試運転とともに、循環型社会構築に向けて、アルミ・スチール類、ビン類、ペットボトルやトレイ等を原材料として、再利用していくためのリサイクルプラザ施設の受け入れ準備を進めております。

資源化物の収集につきましましては、平成五年から市民の皆様のご協力をいただき、取り組んでまいりましたが、いまだにその多くは、粗大ごみや不燃物として排出され、破砕処理された後、焼却灰とともに、多額の経費をかけ、埋め立て処理されている現状にあります。全国的にも逼迫しております。処分場問題を解消していくためにも、徹底したごみの減量化と資源の有効利用が必要不可欠であります。

このため、今まで月に一度実施しておりました資源化物については、種類ごとに組み合わせ、祝祭日を含め隔週で回収すると共に、収集場所についても拠点方式からステーション方式に切り替え、市民の皆様にとつて、より簡便な収集体制にしていくことといたしております。

今後とも、施設の安全で効果的な運営に努めると共に、リサイクルの徹底とごみの減

量化に努力してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解ご協力を、お願いするものであります。

農林産物の活用

について

一昨年、地元で生産された農林産物を活用して開発した特産品、つるのワイン「梅小町」に続き、昨年、試験的に作りました梅ジュース「梅のささやき」も大変好評をいただきましたので、本年度、梅生産者組合と連携して本格的な生産を図り、地元農家で生産される梅が有効利用され、特産品として年間を通して販売できる体制作りを進めるとともに、本年も新たに郷土色豊かな特産品を開発し、地域産業の活性化を図ってまいりますと考えております。

商工振興について

IT時代を迎え昨年、新町別館に新たな就労形態であります「SOHO支援事業」を立ち上げ、本市のベンチャー企業支援を行ったところでありますが、本年度は、山梨県緊急地域雇用創出特別基金事業を受け、所有者のご理解を得る中で、市内の空き店舗・

空き工場・空き農家や遊休農地などの情報を的確に把握し、データ化を図り、そのデータに意欲ある創業者へ積極的に情報提供し、産業支援策として活用してまいりたいと考えております。

観光振興について

約三百年振りに復活以来、これまで三回にわたり実施いたしましたまいりましたお茶壺道中も、昨年はお茶壺道中の実施と共に、富士の霊気を含んだ抹茶「瑞鶴」の製造、宇治への茶壺ツアアの開催、口切りの茶を始めとしたお茶会など、様々な関連事業を市民との協働により展開いたしました。



松枯れなどの枯損木等の整理が進む「お城山」

お茶壺道中など、本市の貴重な歴史的文化資産を、市民の手で守り継承していく取り組みや、これらを基に様々な事業を展開していくことが、個性豊かな都留市の形成に繋がっていくものと考えております。

本年は、全国で唯一徳川家の茶壺蔵が存在した「お城山」に地権者のご理解とご協力のもと、松枯れなどによる枯損木等を整理して新たな植栽を行い、市民の憩いの場となるよう整備してまいりたいと考えております。

また、市内の方の学習体験を支援する「参加・学習体験都市つる」構想の一環として、宝の山ふれあいの里において、子供たちが、見る、聴く、嗅ぐ、味わう、触るの五感を最大限に使う本物の自然を感じ、動物や植物と触れ合い、また、自分で物を創る体験をする、青少年向けの自然体験プログラムを確立してまいります。

また、戸沢の森なごみの里におきましては、本年度から三カ年計画により「新山村振興等農林漁業特別対策事業」を取り入れる中で、温泉を核とした、宿泊しながら農業体験、農産物加工体験、工芸体験等ができ、また、その体験の講師となっていただけの市

内在住の芸術・工芸家や農業者などの作品や農林産物の展示・販売のできる施設の整備を図るとともに、本年はそれから講師のネットワーク作りを行い「匠の里」構想を着実に推進してまいりたいと考えております。

このような本市固有の、様々な歴史的資産や伝統工芸、自然環境などの資源を活用し、今日の生活や産業に有機的に結び付けた魅力的な事業を展開することにより、本市への来訪者を増加させ、地域住民との活発な交流を通じて、価値の高い新たな情報を創造し、経済的な活性化はもとより、地域の総合的な活性化に結びつく、交流型の産業振興を図ってまいりたいと考えております。

ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりの推進について

これまで日本の社会では、「バリア（障壁）をフリーにする」つまり、もともとあったバリアを取り除くという概念が主流であり、これがおおいに推奨されてまいりました。このバリアフリーの考え方も問題解決のために、今ある状況を大きく変えることが出来

ない場合には有効で大切なことではあります。しかし、個人の特性はいつも同じであり続けることはありません。変化の多い個人ごとに合うものをデザインしていくことは大変な時間とコストがかかります。したがって、初めからいろいろな個人の特性を考慮してデザインすることにより、個人がどんな特性をもっても柔軟に対応できるようになります。

ユニバーサルデザインとは、こうした個人の特性にはじめから目を向けたデザインのことであり、都留市といったしまとしては、今後のまちづくりに関するあらゆる過程で、この概念を基本に置き、市民にとって使いやすい、安全で快適なまちづくりを目指してまいります。

この施策の方針といたしましては、年齢・性別・障害の有無にかかわらず、誰もが安全で快適に生活できるまちづくりを目指すとともに、健康の維持や地域再発見のため、安全で安心な社会基盤をユニバーサルデザインの視点を生かして推進することとするものであり、そのための第一歩として、この概念の導入を促進するため、全庁横断的な組織としてユニバーサルデザイン研究会を設置し、その指針

を策定してまいりたいと考えております。

高齢社会が益々進展する今日、健康の保持や人々の交流のための身近な方法として、ウォーキング等が広く行われております。しかし、安心して歩ける道路が少ない、休憩できるポイントが少ないといった声が寄せられていることや、これまでに行われた市民を対象にしたアンケートなどをみても「社会基盤の整備」部門では「小公園の整備」が強く要望されております。

こうした問題に対処する第一歩として本年度よりユニバーサルデザインの視点を生かして「まちかどポケットパーク」の整備に取り組んでまいりたいと考えております。この整備により、「地域住民の交流」や「健康の保持」「まちなかのおい」などの面において大きな効果が期待されるとしております。

学校教育について

昨年四月から実施されております新学習指導要領のねらいは、子ども達に基礎・基本をしっかりと身に付けさせ、自ら学び自ら考える、確かな学力を育むことにあり、これ



によって「画一と受身」から「自立と創造」へと教育の在り方を大きく転換しようとするものであります。

「確かな学力」と「豊かな心」の育成が、初等・中等教育課程における教育改革の大きな柱であり、これらは、子ども達一人ひとりが新世紀を生き抜く力を育む上で、極めて大切であると思っております。

「確かな学力」につきましては、現在、禾生第一小学校が「学力フロンティアスクール」の指定校として、対応すべき課題や学力向上のための教育課程の研究をしており、その成果を基に市内の各校が、指導の改善に生かすべく取り組んでいるところであります。「豊かな心」につきましては、基本的な規範意識と倫理

観、公共心や他者を思いやる心を育むことが重要であり、このため、家庭や地域の教育力の向上、生活や社会の中で体験活動、読書活動等の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、このたび山梨県教育委員会では、学校評価を「開かれた学校づくりの推進」「教育活動の活性化」と位置付け、教職員が行う内部評価と、学校評議員や保護者、地域住民が行う外部評価を、四月から小中学校評価システムとして同時に導入することいたしました。各学校では学校評価研究委員会を設けて、年間計画を作成するとともに評価を実施し、その結果をインターネットや印刷物などを通じて公表することとしており、学校が様々な情報を積極的に保護者や地域に公開し、日常的な意見に素早く答え、その結果を伝えるという、説明責任を果たしていくことが可能になると考えております。さらに学校は、夢を育む安全で快適な場所でなければなりませんので、近く示される「学校施設の防犯対策等の安全管理の手引書」などを十分に参考にしながら、各小・中学校の環境整備を計画的・継続的に実施してまいりたいと考えております。